

児童相談業務評価検証部会 25年度評価報告書のあらまし

1 児童養護施設等との連携について

児童の処遇について、児童相談所と児童養護施設等が連携して対応しているか評価を実施。



- ▲ 児童相談所・施設双方が多忙な中、援助指針等の作成が進められており一定評価できる。取組の継続に当たり作業の効率化を図ること。
- ▲ 援助指針等は、児童の最善の利益につなげることを意識し作成すること。
- ▲ 問題行動のある児童への対応については、児童をクールダウンさせるための一時保護委託先の開拓など他自治体の取組を参考に取組むこと。
- ▲ 問題行動の発生時に限らず、必要に応じ、児童相談所・施設両者でカンファレンスを実施するとともに、顔の見える関係づくりを進めること。

2 宇治児童相談所京田辺支所の運営状況について

児童相談体制強化に資するため、平成25年4月に開設した宇治児童相談所京田辺支所の運営状況について評価を実施。



- ▲ 宇治児童相談所京田辺支所は、適切に運営され、管内市町村との連携も進んでいる。一時保護所については、京田辺支所への設置の可否のみでなく、各所の一時保護所のあり方を検討すること。

3 幼児死亡事件の検証について

平成25年10月に綾部市で発生した幼児死亡事件について、被害児童とその家族の住所地市町村等における関係機関の連携について評価を実施。



- ▲ 今回の事件は、精神疾患のある父による突発的なものと捉えることもできるが、そうした認識に止めず、再発防止のために次の取組を進めること。
 - 市町村母子保健、福祉部門等の関係部署において、要支援者の情報の共有を進めるとともに、住民の表情から背景にある課題をくみ取るなどし、虐待未然防止のための支援につなげること。
 - 要支援家庭が転居する場合、関係市町村は能動的な情報交換に努めるほか市町村間の情報共有により難しいケースは、昨年12月に設立された京都府要保護児童対策地域協議会を活用すること。
 - 京都府においても、市町村関係課において情報共有の推進が図られるよう庁内関係課の連携を進めること。

4 市町村要対協の取組状況について

各児童相談所管内から選定した市町村について、こんにちは赤ちゃん事業の実施状況や教育委員会との連携状況等について評価を実施。



- ▲ 市町村においても体制強化のため、人員増など様々な工夫がなされている。引き続きその取組を進めること。
- ▲ 市町村においては、人事異動等により経験年数が短い職員が多く経験が蓄積されにくい状況にある。府のアドバイザー派遣事業や研修を活用し、職員や市町村要保護児童対策地域協議会のレベルアップを図ること。
- ▲ 府のアドバイザー事業を活用していない市町村もあり、府においては事業の周知を積極的に行うとともに、ニーズにあった制度となるよう工夫すること。また、市町村児童虐待情報システムについては、市町村が利用しやすいものとなるよう改善を検討すること。